

1・1 海運税制（圧縮記帳制度の維持等）

1・1・1 平成 26 年度税制改正要望等について

題記について当協会は、会員へのアンケート結果等を踏まえ、財務幹事会が中心となり、「平成 26 年度税制改正要望」【資料 1-1-1-1】をとりまとめ、平成 25(2013)年 9 月 25 日の定例理事会において同要望を承認の上、12 月中旬の平成 26(2014)年度税制改正大綱の決定に向けて、国会関係者をはじめ、関係各方面に海運税制の必要性を訴えるべく活動を開始した。

当協会の重点要望は、平成 25(2013)年度末で期限を迎える以下の 2 項目である。

《平成 26 年度税制改正要望(重点要望事項)》

1. 船舶の圧縮記帳制度(特定事業用資産の買換特例)の延長
2. 国際船舶に係る登録免許税の特例の改善・延長

また、通常の税制改正とは別に、政府の成長戦略の一環として議論が行われた「生産設備の新陳代謝を進める企業への税制を含めた支援策」(以下、「設備投資減税」)に関連し、「バラスト水処理装置に係る設備投資の促進のための税制の創設」(以下、「バ水処理装置関連要望」)を要望した。

この他、当協会が継続的に要望している海運関係、国際課税および企業税制に関し、「中小企業投資等促進税制」等については内航総連と調整の上、また、国際課税については国際課税連絡協議会、企業税制については経団連の動向を踏まえ、対応した。

一方、国土交通省海事局は、当協会の要望も踏まえ、平成 25(2013)年度末で期限を迎える「圧縮記帳の延長」および「登録免許税の改善・延長」に加え、バ水処理装置関連要望等を 8 月 30 日付で財務省に要望した。【資料 1-1-1-2】

1・1・2 与野党などの動き

与党税制調査会は、設備投資減税の議論については通常の税制議論とは別に前倒しで行い、9 月中に決定する予定としていたが、平成 25(2013)年 10 月 1 日に取り纏められた「民間投資活性化等のための税制改正大綱」において、バ水処理装置関連要望を含む一部の税制については、引き続き例年の税制改正スケジュールと並行して 12 月まで議論されることとなった。

一方、平成 26 年度税制改正の議論に関連して、10 月 31 日に公明党が要望ヒアリングを開催し、当協会から朝倉会長が出席した。また、11 月 5 日に自民党が、11 月 7 日には民主党が夫々ヒアリングを開催し、海外出張中の朝倉会長に代わり鈴木副会長が出席した。

また、超党派の国会議員等で構成する海事振興連盟が 11 月 20 日に通常総会を開催し、当協会から朝倉会長が出席のうえ、圧縮記帳制度および登録免許税の特例の必要性を改めて強く訴えるとともに、バ水処理装置関連要望についても制度創設を要望した。

また当協会は、上記ヒアリング等とは別に、11 月中旬より朝倉会長を中心に個別に国会議員へ陳情活動を開始、また、今治地区をはじめとした専門船主を通じて地元選出の国会議員に対しても陳情を行った。

その後も国土交通省と財務省の厳しい折衝が続いたが、12 月 12 日に発表された平成 26

年度与党税制改正大綱では、圧縮記帳制度についてはバラスト水処理装置の設置要件が課されたものの 3 年間の延長が認められ、登録免許税の特例については現行内容(本則税率 4/1000⇒3.5/1000 に軽減)で 2 年の延長が認められた。また、12 月 24 日には同与党大綱が「平成 26 年度税制改正大綱」(=政府税制改正大綱)として閣議決定された。

なお、平成 26 年度税制改正大綱を踏まえた関連法案は平成 26(2014)年 3 月 20 日付で成立し、4 月 1 日より施行された。[【資料 1-1-2-1】](#) また、バ水処理装置関連要望については、バラスト水処理装置の船舶への搭載に要した支出について、事業者の選択により修繕費として一括損金経理が可能である旨国税庁より明確化されることとなった。[【資料 1-1-2-2】](#)